

「指定認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホーム」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（白山市指定 第 1792200105 号）

当事業所は利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、「白山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年白山市条例第 47 号）」第 128 条により準用する同条例第 9 条の規定にもとづき、認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. ご利用事業所	2
3. 事業所の概要	2
4. 事業の目的と運営方針	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービスの概要	4
7. サービス利用料金	6
8. 利用にあたっての留意事項	7
9. 緊急時の対応	7
10. 非常災害対策	7
11. 事故発生時の対応	8
12. 秘密保持等	8
13. 苦情の受付について	10
14. 利用中の医療の提供について	11
15. 利用者の入院に係る取り扱いについて	11
16. 重度化した場合における対応に係る指針について	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 久楽会
 (2) 法人所在地 石川県金沢市利屋町は64番地1
 (3) 電話番号 076-256-5117
 (4) 代表者氏名 理事長 新谷 博範
 (5) 設立年月 平成12年 7月17日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 (2) 事業者指定番号 平成26年11月 1日指定
 令和 2年11月 1日指定更新 白山市 第 1792200105 号
 (3) 事業所の名称 白山ぬくもりホーム
 (4) 事業所の所在地 石川県白山市八ツ矢町124番地1
 (5) 電話番号 076-275-8575
 (6) 管理者氏名 管理者 財前 知子
 (7) 開設年月日 平成26年11月 1日
 (8) 入居定員 18名 併設の指定介護予防認知症対応型共同生活介護の定員を含みます。

3. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造3階建ての1階部分
 (2) 延べ床面積 1階部分床面積 467.45㎡
 (3) 第三者評価 直近の実施年月日 令和 5年11月23日
 評価実施機関名称 (有)エイ・ワイ・エイ研究所
 評価結果開示状況 事業所内にて閲覧できます。
 (4) 併設事業 当事業所では、次の事業を併設して実施しています。
 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 定員 18名（当事業の定員を含む）
 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 定員 29名

(5) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合があります。

＜主な居室・設備等の概要＞

居室・設備の種類	室数	備 考
居 室	18室	全室個室。ベッド、家具、冷暖房エアコン、カーテン付。 ※居室床面積 7.96㎡～8.42㎡
便 所	4室	ユニットに2箇所設置。共用。
居間・食堂	2室	ユニットに1箇所配置。
浴 室	2室	ユニットに1箇所配置。ユニットバス。完全個浴。

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。居室利用にあたっては、利用契約に基づく家賃等をご負担いただきます。

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業者でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況、入院された場合には居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業所の目的

社会福祉法人久楽会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホームの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が要介護状態であって認知症である高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めます。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

[令和7年1月1日現在]

職 種	常 勤 職 員		非常勤職員		備 考
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管 理 者		1名			
2. 介 護 職 員	16名	1名	2名		
3. 計画作成担当者		1名			介護支援専門員1名

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 管 理 者	日勤 8:30～17:30
2. 介 護 職 員	日勤 8:30～17:30
	遅番 10:00～19:00
	夜勤 16:00～ 9:00
3. 計画作成担当者	9:00～13:00

＜主な職種の職務内容＞

職 種	職務内容
1. 管 理 者	事業所の従業員の管理、指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
2. 介 護 職 員	利用者の排泄、入浴、食事等の介護業務全般を担当します。
3. 計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

6. 当事業所が提供するサービスの概要

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 通常サービス（認知症対応型共同生活介護サービス）

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ③ 排せつの介護
 - ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 食事
 - ・食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供します。

朝食 7:00～8:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
- ⑤ 健康管理
 - ・利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めます。
- ⑥ 機能訓練
 - ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活をおくるために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
- ⑦ 相談及び援助
 - ・利用者又はその家族に、日常生活等必要な相談に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
- ⑧ 利用者の家族及び地域との連携
 - ・利用者の家族や地域住民、ボランティア団体等と連携し、地域との交流に努めます。

＜認知症対応型共同生活介護費＞（1日当たり）

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位

(2) 加算対象サービス（以下のサービスは介護報酬の加算対象となっています）

- ① 初期加算（30 単位／日）
 - ・入居した日から起算して 30 日以内の期間及び 30 日を超える病院又は診療所への入院後に当事業所に再び入居した場合について加算します。
- ② 入院時算定加算（246 単位／一月に 6 日を限度）
 - ・利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、入院の初日及び最終日を除いた日について加算します。

- ③ 若年性認知症利用者受入加算（120 単位／日）
- ・初老期（65 歳未満）における認知症によって要介護者となった利用者に対して 65 歳の誕生日の前々日まで加算します。
- ④ 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ（37 単位／日）
- ・事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保し、看護師により 24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている場合、加算します。
- ⑤ 協力医療機関連携加算（100 単位／月）
- ・事業所において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合、一月につき加算します。
- ⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（10 単位／月）
次の i ～ iii（i 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。ii 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し、適切に対応している。iii 協力医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している。）のいずれにも適合している場合、一月につき加算します。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（5 単位／月）
協力医療機関等から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合、一月につき加算します。
- ⑦ サービス提供体制強化加算
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22 単位／日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上または勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上である場合、加算します。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（18 単位／日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上である場合、加算します。
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（6 単位／日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上または常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上である場合、加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）の同時算定はおこないません。
- ⑧ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員の賃金の改善を実施しているものとして白山市長に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、前記（１）及び（２）により算定した単位数の 1000 分の 178 に相当する単位数を加算します。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、前記①から⑥とは別に算定する加算があります。

7. サービス利用料金

（１）保険給付サービス利用料金

前記 6（１）、（２）の一単位の単価は 10.00 円につき、料金は以下のとおりとなります。

○介護保険負担割合：1割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	1,073円	1,114円	1,143円	1,162円	1,182円
31日当り	29,204円	30,482円	31,358円	31,943円	32,563円

○介護保険負担割合：2割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	2,146円	2,228円	2,286円	2,324円	2,364円
31日当り	58,408円	60,964円	62,716円	63,886円	65,126円

○介護保険負担割合：3割

認定区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当り	3,219円	3,342円	3,429円	3,486円	3,546円
31日当り	87,612円	91,446円	94,074円	95,829円	97,689円

※上表料金の内訳は、認知症対応型共同生活介護費、医療連携体制加算(Ⅰ)ハ、協力医療機関連携加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)です。

※端数処理により、1日当り料金に利用日数を乗じて得た額と実際の利用料金との額に相違が生じる場合があります。

(2) その他のサービス利用料金

- ・以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

項 目		料 金
食 費	朝 食	330円/食
	昼 食	440円/食
	夕 食	330円/食
家 賃 (光熱水費含む)		2,000円/日
おむつ代		実費相当額
クラブ活動等の材料費		実費相当額
その他日常生活品費		実費相当額
金銭出納管理サービス費 (契約書第20条)		330円/月

※ 外泊及び入院中の家賃は1,500円/日 (光熱水費 500円含む) とします。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ・利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ※所定の手数料がかかります。
 ※金融機関により、ご利用できない場合があります。

イ. 当事業所事務所窓口での現金支払い

ウ. 下記指定口座への振り込み
 北陸銀行 新神田支店 普通預金 口座番号 6026077
 フク) キュウラクカイ

8. 利用にあたっての留意事項

(1) 留意事項

指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意してください。

- ① 事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に務めてください。
- ② 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出てください。
- ③ 常に健康に留意してください。
- ④ 清潔、整頓その他環境衛生のために協力してください。

(2) 禁止事項

利用者は、施設内で次の行為をしてはなりません。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

9. 緊急時の対応

従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます。

10. 非常災害対策

- ① 事業者は、利用者の特性及び当該事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知します。
- ② 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行います。
- ③ 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、居宅介護支援事業者、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めます。
- ④ 事業者は、前記②に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ⑤ 事業者は、前記②に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行います。
- ⑥ 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮します。

11. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。
- ③ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 秘密保持等

- ① 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
 - ② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
 - ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。
- ※ 前記③に関する当事業所の個人情報保護方針及び個人情報の利用目的は以下のとおりです。

＜個人情報保護方針＞

当事業所では利用者により良い介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。利用者の個人情報につきましても適切に保護・管理することの重要性を認識し、以下の個人情報保護方針を策定し、確実に履行することに努めます。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者の個人情報を収集する場合、利用者の介護に関わる範囲で行います。

その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当事業所は、利用者の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

I) 利用者の了解を得た場合

II) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合

III) 法令等により提供を要求された場合

当事業所は法令等に定める場合を除き、ご利用者様の同意なく、その情報を第三者²に提供しません。

3. 個人情報の安全管理について

当事業所は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 法令遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、適宜、個人情報保護の仕組みの見直しを図り、改善を行います。

5. 個人情報に関する問い合わせ窓口

当事業所の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

＜窓口＞ 苦情受付担当者へ

- 1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。
 - 2 第三者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。
- ※ この方針は、利用者のみならず、当事業所の職員及び当事業所と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取扱います。

＜個人情報の利用目的＞

1. 事業所内での利用

- I) 利用者に提供する介護サービス
- II) 介護保険事務
- III) 入退所等の管理
- IV) 会計・経理
- V) 事故等の報告
- VI) 当該利用者への介護サービスの向上
- VII) 事業所内介護実習への協力
- VIII) 介護の質の向上を目的とした事業所内事例研究
- IX) その他、利用者に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- I) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- II) 他の医療機関等からの照会への回答
- III) 利用者の診察等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- IV) 検体検査業務等の業務委託
- V) 契約者及びその家族等への病状説明
- VI) 保険事務の委託
- VII) 審査支払機関へのレセプトの提供
- VIII) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- IX) その他、利用者への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- I) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- II) 外部監査機関への情報提供

- ※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- ※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
- ※ 上記利用目的以外に利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ利用者の同意をいただくことといたします。

13. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付担当者 [職 名] 介 護 職 員 (Tel 076-275-8575)
- ② 苦情解決責任者 [職 名] 管 理 者
- ③ 第 三 者 委 員 苦情解決に要する社会性や客観性の確保と利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために「第三者委員」を設置しています。

氏 名	住 所	電話番号
伊藤 喜之	白山市北安田町 1110-1	076-275-5928
下崎 薫	白山市西新町 90	076-275-2336

- ④ 受 付 時 間 毎日 9:00～17:00

(2) 苦情の解決方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 行政機関その他苦情受付機関の紹介

上記③で解決できない苦情は、以下の行政機関等に申し立てることができます。

白山市役所 健康福祉部 長寿介護課	所 在 地 電話番号	白山市倉光 2-1 076-274-9529
石川県国民健康保険団体連合会	所 在 地 電話番号	金沢市幸町 12-1 石川県幸町庁舎 5 階 076-231-1110
石川県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地 電話番号	金沢市本多町 3-1-10 社会福祉会館内 076-234-2556

14. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協 力 医 療 機 関

医療機関の名称	医療法人社団 押野新生会 押野医院
所 在 地	野々市市押野 6 丁目 160 番地

医療機関の名称	特定医療法人 扇翔会 南ヶ丘病院
所 在 地	野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 金沢皓歯会 金沢皓歯会歯科クリニック
所在地	金沢市野町4丁目6番1号

医療機関の名称	かけむら歯科医院
所在地	白山市北安田町970番地1

15. 利用者の入院に係る取り扱いについて

当事業所を利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 検査入院等の短期入院の場合

病院又は診療所に入院してから15日以内（連続して14泊以内）に退院すれば、退院後も再び事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

但し、入院期間中であっても、前記7（2）の家賃の一部をご負担いただきます。

入院期間中の家賃 （1日当たり）	1,500円 ※外泊期間中の家賃にも摘要します。
---------------------	--------------------------

② 上記期間を超える入院の場合

15日以内（連続して14泊以内）の退院が見込まれない場合は、契約を解除いたします。

但し、退院後、当事業所に再利用の申込をおこなう場合には、退院後の身体状況、居室の空き状況等により優先的に事業者が提供するサービスを再利用することができる場合があります。

16. 重度化した場合における対応に係る指針について

当事業所を利用中に、病状の悪化や加齢による衰弱等で重度化した場合における対応に係る指針の内容は、以下のとおりです。

（1）基本的考え方

利用者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、可能な限り住み慣れた環境での生活を維持し、利用者本人又はその家族が望む場所で最期まで暮らしていくことができるように、医療関係者・家族等と協力して対応するものとします。

（2）医療連携体制

- ① 事業所は、看護師を配置し、事業所と看護師のオンコールによる24時間連絡体制を確保します。
- ② 事業所は、常日頃より、利用者の主治医と情報を共有し、急性期においても即応できるよう連携体制を確保します。
- ③ 利用者の日々の状況について適宜、家族等に対して説明を行い、その不安に対しても対応します。

（3）入院期間中の取り扱い

- ① 入院日及び退院日は、通常利用時と同額の家賃（2,000円／日）をご負担いただきます。入院日及び退院日を除く入院期間中は、入院・外泊時家賃（1,500円／日）をご負担いただきます。
- ② 入院日及び退院日は、通常利用時と同額の食費（朝食300円、昼食400円、夕食300円）をご負担いただきます。但し、食事を摂取しない場合は、この限りではありません。

（4）看取りに関する考え方

- ① 看取り期（終末期）において、治療や延命を重視するのか、馴染みの環境で家族等に囲まれて過

ごすことを望むのかにより、そのときを過ごすであろう場所も、病院や自宅、事業所等、どこで過ごし、どこで死を迎えるのかが重大な関心事となります。利用者本人又はその家族の意向等と、看取り期における医療行為の状況や利用者本人に伴う苦痛の度合い等を考慮して事業所における看取り介護の実施を主治医、事業所の看護師、事業所のスタッフにおいて十分に検討するものとします。

- ② 事業所における看取り介護を実施する場合は以下の援助方針で行います。
1. 主治医、事業所の看護師、事業所のスタッフ、家族等と十分な話し合いを行います。
 2. 利用者本人、家族等が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
 3. 室温、採光、換気等の調整、ベッドサイドの整理整頓に努めます。
 4. 食べる楽しみをどこまで維持し支援できるかを重視し、利用者本人の嗜好に合わせた食事の提供に配慮します。
 5. 口腔ケア、入浴、部分浴、清拭、必要な被服の更衣等の清潔保持に努めます。
 6. 尿意及び便意に対する適切な対応と便秘に関する調整を行い、不快感の少ない排泄ケアに努めます。
 7. 安楽な体位の工夫とその援助、主治医の指示による疼痛緩和を適切に行うことに努めます。
 8. 利用者本人の感情の表出を助けるためにコミュニケーションを重んじます。
 9. 手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励ましを行うことで、精神的苦痛の緩和に努めます。
 10. 利用者本人及び付き添われる家族等のプライバシーの確保に努めます。

(5) 教育・訓練

重度化した場合における対応及び看取り介護が充実するように以下の教育・訓練を必要に応じて実施します。

- ① 死生観教育とその理解の確立
- ② 本指針の基本的考え方の理解
- ③ 看取り期（終末期）に起こり得る利用者の身体的・精神的変化への対応方法
- ④ チームケアの重要性の理解
- ⑤ 利用者の家族等への援助方法
- ⑥ 看取り介護に関する事例検討会

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 石川県白山市八ツ矢町124番地1
指定認知症対応型共同生活介護事業所 白山ぬくもりホーム

職名

氏名

印

私（利用者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「事業者より指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を受け、その費用を事業者に支払うこと」「私と私の家族に関する個人情報」「12. 秘密保持等」に記載するところにより必要最小限の範囲内で事業者が使用すること」「私が重度化した場合における対応に係る指針の内容」について同意しました。

利 用 者 住 所

氏名

印

私（契約者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「事業者が利用者に指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供すること」「私に関する個人情報を「12. 秘密保持等」に記載するところにより必要最小限の範囲内で事業者が使用すること」「利用者が重度化した場合における対応に係る指針の内容」について同意しました。

契 約 者 住 所

氏名

印

私（家族代表者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「事業者が利用者に指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供すること」「私が利用者の家族を代表して、利用者の家族に関する個人情報を「12. 秘密保持等」に記載するところにより必要最小限の範囲内で事業者が使用すること」「利用者が重度化した場合における対応に係る指針の内容」について同意しました。

家族代表者 住所

氏名

印

事業所の（ ホームページ ・ パンフレット ・ 広 報 誌 ）における利用者の顔写真の
掲載に （ 同 意 し ま す ・ 同 意 し ま せ ン ）